

## 社会福祉法人岐阜県共同募金会役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐阜県共同募金会（以下「本会」という。）定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員 of 常務理事については、報酬及び役職手当、賞与を支給する。

(2) 非常勤役員等については、報酬を支給しない。

2 役員等には、退職金を支給しない。

(常務理事の報酬等の算定方法)

第3条 常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 役職手当については、別表2に定める額

(3) 賞与については、別表3に定める額

(4) 通勤手当については、職員の給与・勤務条件等に関する規程第13条の2に定める額

(役員等の旅費の算定方法)

第4条 役員等が法人業務を行うため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(職員給与との併給)

第5条 本会の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常務理事に対する報酬等の支給時期は、給与規程に準ずる。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則 本規程は、平成29年6月16日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役職名	報酬の額
常務理事	月額 294,500円

別表2 常勤役員の役職手当

役職名	役職手当の額
常務理事	報酬月額×15%の額

別表3 常勤役員の賞与

役職名	支給月	賞与の額
常務理事	6月	報酬月額×1か月分
	12月	報酬月額×1.15か月分